

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により条件付一般競争入札とする。初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。

なお、再度入札を行った場合で再度入札を執行しても落札候補者がいないときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約とする場合がある。

2 入札の条件等

入札の際提示しなければならない条件は、次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札保証金

入札保証金の納付は、福島県財務規則（以下「規則」という。）第 249 条第 1 項第 4 号の規定により免除するものとする。

(3) 最低制限価格

最低制限価格は、設定しない。

(4) 落札者

入札参加資格の条件を満たし、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(5) 契約保証金

規則第 228 条に定める契約保証金は、契約代金額の 100 分の 5 以上の額とする。

ただし、規則第 229 条第 1 項の規定に該当する場合は免除する。

(6) 委託の期間

委託の期間は、契約締結日から令和 6 年 7 月 31 日までとする。

(7) 委託契約書

別紙委託契約書案による。

(8) 契約の確定時期

地方自治法第 234 条第 5 項の規定により委託者及び受託者が契約書に記名押印したとき確定する。